

第9回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会 議事要旨

1 日時 令和元年10月9日（水） 10時00分から12時00分まで

2 場所 一般財団法人日本消防設備安全センター 第1会議室

3 出席者

【部会員】別紙座席表 参照

【事務局】（消防庁予防課）白石課長、村田課長補佐、塩谷設備専門官、田中係長、
秋山技官、祝迫事務官、野崎事務官、笠松事務官、
中野事務官

4 配布資料

資料9-1：泡消火設備の点検における現状と課題

資料9-2：泡消火設備の点検における対応（案）

資料9-3：点検アプリの現状と改修の方向性

参考資料9-1：部会員名簿

参考資料9-2：第8回検討部会 議事要旨（案）

参考資料9-3：消防用設備等の点検基準 別表第5 泡消火設備の点検基準

参考資料9-4：消防用設備等の点検要領 第5 泡消火設備

参考資料9-5：消火器点検アプリの本格運用及び消火器点検パンフレットの送付について（平成31年4月18日付け消防予第123号）

参考資料9-6：郵送による消防用設備等の点検報告の推進について（平成31年4月26日付け消防予第167号）

参考資料9-7：スマート自治体研究会報告書（概要）

参考資料9-8：行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン（抜粋）

参考資料9-9：住宅用消火器のメンテナンスに関するリーフレット

5 議事（○：部会員 ●：事務局、△：消火装置工業会 吉川氏）

■前回議事要旨の確認等■

事務局から前回議事要旨の内容について確認し、承認された。

■泡消火設備における泡放射点検等の合理化■

資料9-1及び9-2により、泡消火設備の点検に係る現状の課題及び改修の方向性案について説明。

○：固定式の泡消火設備が設置されているのは、駐車場のみか。また、国際条約で規制されている有害な化学物質というものが現行の泡消火薬剤としてどれくらい使

用されているのか。

- ：一般の建物においては、大半は駐車場に設置されている（駐車場の他、自動車整備場や飛行機の格納庫等にも設置）。それ以外にも消防機関が保有している消防車や石油タンクの泡消火設備においても泡消火薬剤が使用されている例があるが、これらは消防庁の他の部署が担当しているため、今部会における検討については、一般の建物（駐車場等）に設置されている泡消火設備のみを対象としている。2点目の流通量に関しては、消防法令上、PFOS や PFOA の区分はないため、明確な量について消防では把握できない。しかし、PFOS も PFOA も規制を受ける前からメーカーでは製造を中止しており、現在では、それらに代わる、もっと炭素数が少ないフッ素化合物を含有した消火薬剤が主に使用されているため、今回の規制によって直ちに消火薬剤が補充できなくなるなどの防火安全上の問題が出るようなことはない。
- ：PFOS や PFOA は泡消火設備の主成分なのか。
- ：大半は意図的に使われておらず主成分ではないが、過去のもので主成分として使用していたものが一部あったと聞いている。
- ：PFOA についても化審法上は第一種特定化学物質として指定され、取扱い上の留意事項等も PFOS と同じ扱いになるという認識でよいか。
- ：現時点で断定的なことは言えないが、環境省とはその方向で協議をしている。
- ：現状 PFOS を含む泡消火薬剤について、サンプリング検査を3年に1度実施しているということだが、補充されている泡消火薬剤は PFOS を含んでいるものなのか、それとも全く性質の違う薬剤なのか。
- ：現在 PFOS 含有薬剤は製造されていないため、PFOS を含む泡消火薬剤の補充はできない。補充可能な薬剤については、PFOS が規制された当時、メーカーが混ぜても消火性能が確保されるかどうかを確認し、一覧としてとりまとめ、周知している。
- ：補充をメーカーが行っている場合はいいが、補充可能な薬剤について把握していない点検業者が補充する場合、性能を担保できなくなるおそれがあるため留意が必要だと思う。
- ：現状 PFOS を含む泡消火薬剤について、「消火薬剤の機能を維持するための措置を講じられている場合」とあるが、放射する試験を省略している場合はどんな点検を実施しているのか。
- ：参考資料 9-4（泡消火設備の点検要領）のとおり、基準年（設置された年）から10年経ったものはサンプリング検査を実施し、以後は3年ごとにサンプリング検査を実施することとなっている。
- ：これまでは点検要領に規定されている年ごとに泡消火薬剤の成分だけを確認すればよいものとしていた。しかし、放射しないことで構成機器の故障を発見できないのは問題なので、構成機器を部分的に点検していこうというのは、当たり前の考えのように思う。今までやっていなかったが、今後はきちんと対応していこう、とい

う考えでよいか。

- ：PFOS については過去に基準改正しているので、その点を踏まえずに過度に点検にかかる負担を増やすことは難しいと考えているが、今回示した方法であれば加圧送水装置や一斉開放弁については機器点検で既の実施している内容であり、薬剤の貯蔵槽の確認も現場では通常は行われている内容であると聞いているため、これまでの点検と大きく変わり、過剰な負担となるような内容にはならないのではないかと考えている。また、この方法であれば、過去発見された不具合を踏まえた内容となっており、適切に点検ができるとも考えている。
- ：点検要領の記載を見ると、今の基準は暫定的なもののように見える。それをきちんとしたものに変更しようということだと思います。
- ：現在安全センターで行っている経年劣化調査は経過年数 10 年分以上のものも調査対象としている。結果次第ではサンプリング検査が必要となる年数について 10 年以上の年数を指定することも考えているのか。
- ：結果が出てみないとわからないが、可能性はあると考えている。
- ：今後の検討として設置時の試験基準の記載があるが、今後も設置時は泡放射試験を実施するのか。
- ：スプリンクラーのように末端試験弁があれば、末端まで所定の圧力や放水量で水が来ていることを確認できるが、泡消火設備にはそういった機能がないため、一度も放出せずに性能の確認することは難しいのではないかと現時点では考えている。
- ：スプリンクラー設備は水だから容易に確認でき、ガス消火設備等も代替ガスを通すことで流通性能を確認している。泡消火設備について何か他の液を通すことは検討していないのか。
- ：一部のメーカーは点検用の疑似液を開発しているので参考にしたいと思う。
- ：一斉開放弁の二次側にある試験弁から排水した水溶液で混合率等を確認できないのか。
- ：ある程度は確認できるが、混合器の性能は、規定の流量範囲でないと数値にばらつきが生じるため、試験弁からの少ない流量では信頼性のある確認ができないとメーカーからは聞いている。
- ：化審法上の第一種特定化学物質として指定された場合、廃棄物処理法について何か上乘せされる要件はあるのか。
- ：詳細は、環境省に確認しないとわからないが、点検業者が廃棄する手続きは同じだが、最終処分は一定水準以上の性能を有する処理能力を有し、処分することが認められている業者しか行うことができないとされていたかと思う。
- ：混合器の点検として、泡消火薬剤貯蔵槽内の分離膜が破損し液漏れをしていないかを確認すると記載しているが、ダイヤフラムの経年劣化を外見上で確認するのは困難だと思う。耐用年数はどれくらいなのか。
- △：耐用年数は機器によって異なるが、8 年から 10 年位である。資料 9-2 に記載されているとおり、泡消火薬剤貯蔵槽の加圧水の中に原液が混じっていなければラバ

ーバックが破れていないことは確認できると思う。

- ：サンプリング検査によるデータを集めて調査・分析は行っているのか。行っていない場合、今後行う予定はあるのか。
- ：PFOSは既にサンプリング検査を行っているので、消火装置工業会においてそのデータを集めることはしている。今後の対応については検討したい。
- ：設置場所や数値等を集めて分析すると非常にいいデータになると思うので、是非検討してもらいたい。

■点検支援アプリの見直し■

資料 9-3 により点検アプリの現状と改修の方向性について事務局より説明。

- ：当消防本部では、1,000 m²未満の小規模な防火対象物においても約 80%の高い報告率となっているが、今後、消火器の設置義務が拡大された小規模飲食店における点検報告が課題となりそうである。地域特性として高齢者が多いため、アプリを使えない方が多いので、リーフレットの作成をお願いしたい。
- ：誘導標識の点検をアプリに追加することにより、当消防本部管内に多数存在する 2 階建て共同住宅に設置された誘導標識の点検が促進されるのではないかと期待している。
- ：当消防本部における点検報告率は 69.5%であるが、更なる点検報告率の向上を目指し、指導文書の郵送を業者に委託するなどの対応を行っているところである。アプリについては、現状では、最終的に紙刷りして報告しなければならないので、是非、そのまま電子的に報告できるように検討をお願いしたい。リーフレットについては非常に有効であるので、引き続きの取組をお願いしたい。

■その他■

参考資料 9-5、9-6、9-7、9-8 について事務局より説明。

- ：住宅用消火器の点検や廃棄方法等の周知の必要性について、前回の検討部会で住宅用消火器の効果や点検方法、処分方法等を話したところ、早急にリーフレットや DVD を送付していただいた。
- ：現在の消防法令では、病院や高齢者施設のように床面積に関係なくスプリンクラー設備の設置が求められる防火対象物が出現してきている。一方で、消防法令上は 1000 m²未満の防火対象物であれば、消防用設備の点検に際し実施者に資格が求められない。スプリンクラー設備の点検は、専門的な知識が必要な設備と考えられるため、有資格者により点検を実施させなければならない消防用設備等の範囲を再度検討してもらいたい。

以上